

岐阜労働局公式キャラクター（愛称「ハロットちゃんとカートクン」）の使用規程

（趣旨）

第1条 この規程は、岐阜労働局が広報活動の一環として決定したキャラクター（愛称「ハロットちゃんとカートクン」。以下「キャラクター」という。）を、岐阜労働局（岐阜県内の労働基準監督署及び公共職業安定所を含む。以下同じ。）が所掌する施策に関する周知・広報活動のために使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（用途）

第2条 岐阜労働局が所掌する施策に関する周知・広報活動であって、岐阜労働局が所掌する施策に関する内容のリーフレット、パンフレット、ポスター等の印刷物、ぬいぐるみ、着ぐるみ等の立体造形物及び動画、SNS、ホームページ等に使用できるものとする。

（使用承認申請）

第3条 キャラクターの使用を希望するときは、事前に「岐阜労働局公式キャラクター（愛称「ハロットちゃんとカートクン」）使用申請書（別紙1）」を岐阜労働局雇用環境・均等室長宛てに提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当するときはこの限りではない。

- 一 国及び労働行政に係る団体が広報及びそれに準ずる業務の目的で使用する場合。
- 二 岐阜労働局が主催する事業の開催に協賛する団体が当該事業の広報の目的で使用する場合。
- 三 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

（使用制限）

第4条 次に掲げる場合には、キャラクターを使用することはできない。

- 一 営利を目的とする場合。
- 二 第2条に示す用途に反する場合。
- 三 個別の事業における労働関係法令等の適法性を保証する目的で使用する場合。
- 四 その他、不適切な使用と認められる場合。

（承認の取消）

第5条 キャラクターの使用に関し、前条各号に該当すると認められるときは、岐阜労働局雇用環境・均等室長はその承認を取り消すことができる。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料については、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 別紙のキャラクターの形状及び色彩のとおりに正しく使用し、デザインの改変など応用使用はしないこと。

(規程の改定)

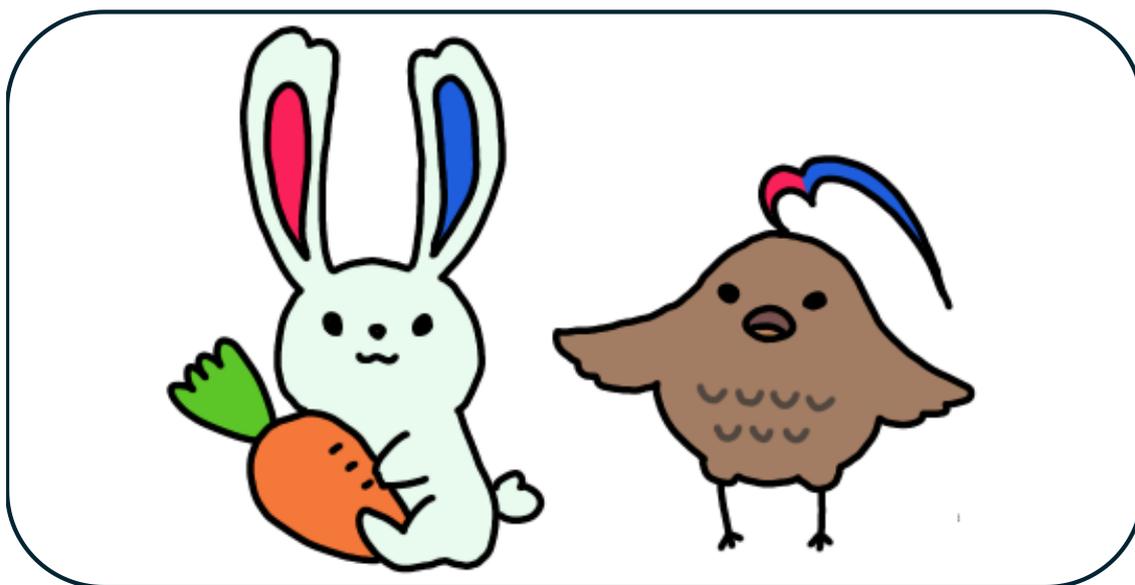
第8条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

(附則)

第9条 この規程は、令和8年3月4日から施行する。

岐阜労働局公式キャラクター

愛称「ハロットちゃんとカートクン」



ハロットちゃん

ハロットちゃん

ハローワークとラビット（ハローワークのHの形からうさぎを連想）が名前の由来。

各務原人参を抱えている。

大きな耳で県民の小さな声も拾うことができる。



カートクン

カートクン

監督署（カントクショ）が名前の由来。

岐阜県の県鳥である雷鳥で、くちばしは恵那・中津川の名産の栗がモチーフ。

空を飛んで行政の取組を広く周知することができる。